

# はじめに

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。しかし、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、朝食欠食などの食生活の乱れや肥満傾向の増大などが見られるところであり、望ましい食習慣の形成が国民的な課題となっています。

特に、成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであることから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進することが重要な課題となっています。

このような中、国においては、国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年7月に「食育基本法」を施行するとともに、同法に基づき平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、食育を国民運動として推進しております。

北海道においては、国に先駆け平成17年4月に「北海道食の安全・安心条例」を施行するとともに、同年12月に「北海道食育推進行動計画」を策定し、豊かな自然環境や新鮮で豊富な食材を生かしながら北海道らしい食育を積極的に推進しているところです。

北海道教育委員会においては、「自立」と「共生」の2つの視点をこれからの北海道が目指す教育の基本理念に掲げ、特に、食育については、学校・家庭・地域社会が連携し、子どもに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることを目指し、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進しているところです。

学校においては、学校給食を教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導を体系付け、学校の教育活動全体を通じて総合的に食育を推進することが重要です。

このため、本書は、学校における食育を円滑かつ効果的に推進するため、指導体制や指導内容などに関する基本的な事項を取りまとめたものであり、学校種や学校給食の実施の有無、栄養教諭の配置、未配置などにかかわらず、参考としていただけるよう作成したものです。今後は、各学校の実態に合った取組の参考となるよう、実践事例編の作成などにも着手していく予定です。

各市町村教育委員会や学校におかれましては、本書を積極的に御活用いただき、創意と活力に満ちた食育が一層推進されるようお願いいたします。

平成20年3月

北海道教育庁学校教育局学校安全・健康課長

佐藤 憲 次